

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更）」【5】」

2. 日 時：令和4年7月8日（金） 13時29分～14時39分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、西内安全審査官、大塚安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力 部長※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更」（補足説明資料）

・玄海原子力発電所 SG 保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:10	それではまず前回のヒアリングでこちらから確認した事項について、玄海営等、
0:00:17	九州電力の方から説明をお願いします。
0:00:22	はい。九州電力の佐野です。
0:00:24	それでは前回確認いただいた事項について、資料1の補足説明資料と資料2の確認事項リストを基に説明させていただきたいと思います。
0:00:36	説明の流れとしては、資料2の確認事項で確認していただいた内容をちょっともう一度、
0:00:43	こちらから述べさせていただき、そのあとに、資料1補足説明資料の方で、具体的に、
0:00:50	こういうふうに考えておりますというのをご説明させていただきたいと思います。で、
0:00:56	それではまず、資料の2番、確認事項のナンバー19からお願いします。
0:01:03	荒山地9をお願いします。こちら確認の内容としては、
0:01:08	運搬の行為者について、今回の変更にあたっては、第五条の考え方を変更した上での変更なのか、第五条の考え方を変更していないが、第29条の2における公営者を明確にするために変更したものかと。
0:01:22	変更の考え方を、
0:01:24	整理して資料へ反映すること。
0:01:26	といったふうになっており、
0:01:28	こちらについては資料1、
0:01:31	少し右下で言うと65ページをお願いします。
0:01:39	こちらについてなんですけども、
0:01:41	色の3ポツ4、変更前後の交差点ポーター廃棄物の運搬の考え方についての
0:01:47	この中段、第五条の考え方にあるんですけども、本規定の変更前後で、第五条の考え方は、
0:01:53	変わっておりません。
0:01:55	ただし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:57	下の第 29 条の 2 の考え方であったりとか養護教諭とかの運搬、これについてはですね、廃棄物発生元の観点から、第 2 編の 29 条の 2 において、
0:02:09	1 号炉課長が運搬できるものというふうにしており、
0:02:12	大歩道の観点から見ると、相違があったように思われますね。
0:02:18	変更後においてはですね 5 条の考え方や、通常勧告 8 日後の、
0:02:23	運用の変更を踏まえて、第 2 編のこの第 29 条の 2、
0:02:28	止めても、34 号の課長が運搬するといったことを、今回明文化して、変更させていただいております。
0:02:42	こちらNo.19 については以上となっております。
0:02:46	続けて、ナンバー20 オクを説明させていただきたいと思います。
0:02:51	の資料 2 のナンバー20、細井第二課長の補正業務の中に、運搬行為が含まれることを社内規定文書で目確認されているのであれば、その旨を資料へ反映すること。
0:03:04	こちらについては、資料 1 の、
0:03:09	63 ページをお願いします。
0:03:17	また 63 ページ、3 ポツ職務分担についてなんですけども、
0:03:22	こちらの中段、えーとですね、保安規定第 5 条の抜粋粹っていうのがあるんですけども、その
0:03:30	下になお書きで書いております。
0:03:33	補修業務っていうものは、施設の保全のほかに、第 1 編、98 条の 2、及び来年 29 条に規定されるような汚染の広がりを防止する措置や運搬といった、
0:03:45	放射性固体廃棄物の管理に係る措置も含まれることが、社内規定に定まっている。
0:03:51	こちらを補足説明資料の方に追加させていただいております。
0:03:59	続きまして資料 2 のNo.21、こちらを説明させていただきますと説明関わりますちょっとお待ちください。
0:04:18	九州電力の青木です。よろしくお願いいたします。
0:04:21	確認事項でリスト、21 番につきまして
0:04:26	いただきました確認内容ですが、取り外した上部ふたを保管容器に収納する前後の線量を、資料へ反映することで合わせてその他には、
0:04:38	保管をされているものも、対比できるように記載をすること。
0:04:42	ということでしたのでいたしました。
0:04:45	回答としましては、付則説明資料の 7 番、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	通しページで見ますと、右下 68 ページになります。
0:05:00	資料一番の
0:05:03	68 ページをお願いいたします。
0:05:11	取り外しました原子炉容器上部ふたの線量につきましては、提示中段の表 1、
0:05:18	2、示しております。汎用機中の前後の線量当量率ということで、進めさせていただきます、
0:05:28	対象物としましては下、3 号機の元へ、原子力異常蓋と、その他の廃棄分、保管物ということで、
0:05:39	2 号機の玄海 2 号機の炉内構造物を取り上げております。
0:05:44	で、3 号機の原子炉容器上部ふたの保管容器の収納前の線量につきましては、51 ミリシーベルト毎時、
0:05:59	岡榎収納後の線量率につきましては 0.86 シーベルト毎時になってございます。2 号機の炉内構造物の線量、
0:06:12	率、線量当量率につきましても、収納前が上部下部の炉心構造物で
0:06:19	仕掛け中の所。
0:06:22	ミリシーベルト毎時で、保管容器収納 5 では、
0:06:28	上部炉心構造物で 0.13。
0:06:32	ミリシーベルト毎時、
0:06:34	下部小炉心構造物では 1.4 ミリシーベルト毎時となっております。
0:06:40	説明は以上でございます。21 番の説明は以上でございます。
0:06:47	説明者変わります。
0:06:55	はい、都築九州電力佐野です。続きまして資料 2 名が 22 についてご説明させていただきます。
0:07:04	こちら確認内容としては、第 1 編 98 条の 2 第 3 項における異常が認められた場合における措置を講じるとあるが、どのような措置を行うのか、また、行為者間の業務の引き継ぎ等がどのように行われるのかを、
0:07:18	資料へ反映すること。
0:07:20	ただ確認をしていただいておりますので、回答なんですけども、ちょっと資料 2 を用いて、先に概要をご説明させていただきますと、
0:07:29	安全管理第二課長にて、蒸気発生器保管庫等の巡視、
0:07:33	2、
0:07:34	蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等、炉内構造物等が整理整頓されているか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	整合性はないか等の確認を行い、異常が見つければ、関係箇所に連絡するといった、
0:07:48	運用して運用する予定でして、ですので、具体的な例で言えば、蒸気発生器保管庫内に保管している丹保藤フルタニ糸井異常が認められた場合ってというのは、
0:07:59	直ちに安全第二課長から細井第二課長へ連絡するといった運用となっております。その旨を、
0:08:06	資料 1 を補足説明資料の右下通し番号の 66 ページに反映しております。
0:08:17	記載の内容自体は先ほど説明したものとなっております、
0:08:23	なっております。
0:08:32	そうですね。別に資料 1 の 66 ページに反映させていただいております。すみません。こちらからの説明は以上です。
0:08:45	規制庁西内です。これ前回の確認事項に対しては全部回答は以上でよろしいでしょうか。
0:08:56	九州電力佐野です。はい、以上となります。はい。規制庁西内です了解しました。じゃあちょっとこちらからまた確認を進めていきたいんですけど規制庁側から何かありますか。
0:09:09	少々お待ちください。
0:09:15	規制庁大塚です。私から何点か確認させていただきます。まず、補足説明資料の 65 ページの運搬に係る
0:09:26	職務分担についてなんですけど、先ほどのご説明でもあったと思うんですけど念のためもう一度確認なんですけど、あと申請前の、現行、
0:09:37	の保安規定では、第五条の
0:09:41	職務内容と、第 29 条の 2 の運用が一致していなかった。
0:09:48	そのため、今回、29 条の 2 を改めて、第 5 条と整合をとったということよろしいでしょうか。
0:10:02	九州電力の佐野でございます。
0:10:04	第 20、第五条の観点から見ると、そういう形で今回変更させていただいております。以上です。
0:10:19	規制庁大塚です。承知しました。では職務分担についての確認は以上になります。続きまして、補足説明資料の 66 ページ。
0:10:29	お願いします。
0:10:32	98 条の 2 第 3 項(1)と、29 条の 2 第 3 項(1)の場が認められた場合には必要な措置を講じるという記載について、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:45	なんですけども、
0:10:46	安全管理第二課長が行う必要な措置というのは、
0:10:51	関係部署、つまり保修第二課長に、
0:10:56	連絡を、
0:10:57	行うということのみでよろしかったでしょうか。
0:11:11	吉井電力の佐野でございます。
0:11:13	資料 66 ページにあります通りで必要に応じて異常が発見した場合には、安全管理第二課長は、関係課長に連絡するといったことになっております。先ほど、
0:11:24	例にとつていただいた細井第二課長に連絡するものもあるんですけども、建屋に異常が認められた時とかには、01 で書いてるんですけども、土木建築課長に連絡するといった、
0:11:35	関係課長へ連絡するといった行為をとらせていただいております。以上です。
0:11:43	規制庁オオツカでそうしました。
0:11:46	では施設を所管する安全管理第二課長は、異常が生じたときに連絡をするだけで、実際に何か措置をするのは、担当の課長ということで承知しました。
0:11:57	それで、
0:12:03	保全の広がり防止する措置。
0:12:06	の観点で異常が認められた場合なんですけども、その時は保守第二課長に連絡を、
0:12:13	安全管理第二課長が入れると思うんですが、
0:12:16	連絡を入れた後に、補修第二課長が確認して、必要に応じて、
0:12:22	おそらく保管容器、
0:12:24	等について、何かその汚染の広がり。
0:12:29	が、広がらないような措置を講じると思うんですけど、そのときの作業の、
0:12:34	責任者なんですけど、
0:12:36	その時の責任者については、施設を所管する安全管理第二課長なのか、それとも、
0:12:43	その措置を講じる、保修第二課長なのか、どちらでしょうか。
0:12:52	すいません少々お待ちください。
0:12:57	承知しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	すいません小田島九州電力の佐野です。今、大塚さんが言われているのは、多分、
0:14:04	今回で言えば、
0:14:07	これは部上部谷井達た保管容器に保管する、そういったその保管した掘カーン。
0:14:15	この核汚染拡大防止のために保管容器に入れるんですけども、それが保管容器に何かあった時の、
0:14:22	話をさせていただいてると思うんですけども、
0:14:25	そういったものに対して、何かあって、補修する、こういったときについては、ものの補修になりますので、鶴第二課長。
0:14:35	が所管して、責任者となって作業を行うことになります。以上です。
0:14:45	規制庁大塚です。承知しました。
0:14:47	者に対して保守を行う行為の責任者は、保守第二課長になるということなんですけども、
0:14:58	その補修第二課長が責任者になるということは、
0:15:02	保安規定、または株価
0:15:06	下部規定の方で明確に定められているのでしょうか。
0:15:35	ちょっとお待ちください。
0:15:38	承知しました。
0:15:59	お渡ししました九州電力の佐野です。
0:16:02	資料 1 の補足説明資料 63 ページをお願いしたいんですけども、
0:16:07	こちら、前回確認していただいた、
0:16:11	ところでの回答としてはお書きを追加させていただいて、
0:16:14	河合しておりますで、
0:16:18	なお書きで補修業務は施設の保全のほかについていうふうに書いてあるんですけども、
0:16:22	先ほど言われてたものに対する補修っていうのは施設の保全の中に入ってきてまして、やっぱ社内規定に定まっているっていうのを、
0:16:31	社内規定に定まっておりますので、
0:16:33	大変に変わっております。以上です。
0:16:40	規制庁大塚です。
0:16:42	あと社内規定に、
0:16:46	作業の責任者が補修第二課長になるということが定まっているということで承知しました。
0:16:56	規制庁西内ですけど、本規定の読み方だけ確認したいんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:03	66 審査書の 66 ページの、
0:17:07	第 98 条の 2、3 項(1)っていう、1 編の方ですね。
0:17:13	の読み方なんですけど、これ主語、本項の主語って、技術第二課長と安全管理第二課長と発電。
0:17:22	第 2 当直課長ですよ。で、
0:17:25	これらの課長はいわゆる巡視点検とかして、
0:17:28	保管量とかを確認するっていうのがまず一つの文章なんですけど、そのあとともに繋がっているんで、普通に言えばこれらの課長が主語になるのかなと思うんですよ。で、
0:17:38	これらの課長が、必要な措置を講じるっていうこの措置っていうのは、あくまで連絡する措置のことだけを言っているっていう読み方なのか。
0:17:50	ただ実際必要な異常が認められた時に必要な措置っていうのは、要は現状に復旧するまでが普通に考えれば必要な措置ですよ。連絡するだけじゃなくて、
0:18:00	なので、この、いわゆる安全が発見した安全管理第二課長が連絡をして、ちゃんと現状に復旧されるまで責任者の意味合いで必要な措置を講じさせるっていう意味で主語になってるのか。
0:18:13	もしくは、その結果以降は、要は主語は変わってきて、第 5 条の職務分担に基づいて、必要な者が必要なことをやるんですっていうそういう読み方なのか、ちょっとその個々の必要な措置を講じるってのはどう読めばいいのかをちょっと確認したいんですけど。
0:18:33	磯部オク様ですちょっと読み方について少々お待ちください。
0:20:36	渡しました九州電力の佐野でございます。
0:20:40	こちらの、
0:20:42	保安規定の、
0:20:44	今、規定例として書いてあります。
0:20:48	その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じるですけども、
0:20:54	安全管理第二課長が、
0:20:57	確認する。
0:20:59	SWであったりSEがこちらについてはですねこちらで異常が見認められた場合は、
0:21:05	最後まで発見から、
0:21:08	面倒物件まで、
0:21:10	こちらについて安全管理第二課長。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:13	の、
0:21:14	が責任を負うということになるんですけども、その中で、
0:21:18	そういったものの補修とか、
0:21:20	そういうのが入ってくる場合においては、その物の保守の依頼とかって
0:21:32	いうのを、布施第二課長が行って、細井第二課長が責任を持って、
0:21:38	物干しを行い、あと原状復旧したっていうものを、安全管理第二課長が
0:21:40	確認する。
0:21:43	そういった読み方になります。
0:21:46	以上です。
0:21:52	規制庁西内ですけど。
0:22:07	ちょっと、まず趣旨聞いている趣旨を含めてもう1回ですけど、
0:22:20	ここで言ってるのはこれらの審査基準にも、もうストレートに書いてる方
0:22:27	だと思うんですけど、要は、何か異常が認められた時に必要な措置をち
0:22:30	ゃんと講じるんですよ、責任を持って保安規定、保安規定として、必
0:22:38	要な措置を講じることが、
0:22:53	定めているんですよっていうことを確認をしたいとまず思ってますと、
0:22:59	必要な措置って何ですかっていうと、最後に多分おっしゃっていただ
0:23:04	いたまず原状復帰される、要は保管元の保管状態に戻すまで、
0:23:14	というまず意味合いでとらえていいんですよ。
0:23:25	契約様です。はい。その通りです。
0:23:38	規制庁西内です。で、そういうようなときに、この文章の主語をちょっ
0:23:44	と理解したいんですけど、
0:23:53	第二課長がやる範囲であれば最後まで第二課長が責任もってっていう
0:24:02	話であればまさにこの必要な措置を講じるっていう主語は第二課長で
0:24:11	あっていると思うんですよ。一方で、その過程で他の所が必要な措置を
0:24:20	講じる必要があるのであれば、
0:24:29	その者が主語になってしかるべきじゃないですかと思ったんですけど。
0:24:38	その中で、さっき私が言ったイメージとして、
0:24:47	この主語の3者っていうのは次の事故を確認するっていう主語にな
0:24:56	っていて、その結果以降の必要な異常が認められた場合に必要な措置
0:25:05	を講じる部分の主語は、
0:25:14	これ本規定上明確には書いてないんだけど5条の職務分担に基づい
0:25:23	て、関係課長が必要な措置を責任を持ってやるんですけどっていうそうい
0:25:32	うふうに読めばいいっていうことなんですかね。
0:25:41	そういう観点でのちょっと読み方を確認したいっていう趣旨です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:32	少々お待ちください。
0:25:50	それを渡しました九州電力佐野です。
0:25:54	保管別。
0:25:57	保管物というか、管理建屋の中で、
0:26:02	何かあってその中で、
0:26:04	機器の補修とか、
0:26:06	そういった
0:26:08	補正とかそういうものについては、5条、
0:26:12	に基づく職務分担で行われてまして
0:26:16	最終的な代ですかね。
0:26:19	何ていう元に戻る。戻ったことの確認っていうのは、
0:26:25	ここの主語である安全管理第二課長、施設の主管する安全管理第二課長が行うものというふうに考えております。
0:26:36	以上です。
0:26:39	規制庁西内ですけど、何となくイメージはわかったんですけど、要はこの必要な措置っていうのは、
0:26:46	保管中に異常が認められたのであればその異常を取り除いて要は保管、適正な保管状態に戻すことをまずイメージをしていて、
0:26:56	その戻すっていうことに対してはもちろんその保管している今抱えている手法の3者がちゃんとやりますあと、その所管施設についてちゃんとやります。その過程で、その戻す過程で補修とかその必要な措置が生じるのであれば、
0:27:09	その5条の職務分担に基づいてこの3課長からそういう者に依頼をして、戻して措置を講じてもらう。
0:27:18	そう。だから基本的にはその全体的な管理っていうのはこの3者がやる、この3社の管理課でやるっていうそういう理解でいいんですかね。
0:27:27	九州電力佐田でございます。その通りでございます。わかりましたそうするとちょっと責任っていう言い方をするとあれかもしれないんですけど、要はこの必要な措置、ちゃんと保管前の適正な状態に戻すまでの措置っていうのは、この今主語で書かれてる3課長が、それぞれの所管施設についてはしっかり、
0:27:44	管理するんです。そこを戻すまでしっかり管理するんです。
0:27:48	理解でいいんですかね。
0:27:53	吸収力様で先ほど石井さんが言っていた、いただいた通りでその認識です。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:59	規制庁西内です。了解しました。今の審査中の 66 ページなんですけど、
0:28:05	66 ページだとそこら辺の話がちょっとよく見えなくてですね、要は必要な措置ってというのはどう考えてるのかと。
0:28:12	それを、結局今は最初に連絡しますわってということしか書かれてなくて、そもそもこの必要な措置として何を考えていて、この 3 課長が何をやるんだっていう種があまり書かれていないのでちょっとそういうところでちょっと疑問が生じたってところなので、ちょっとこの部分の審査資料をそういう観点で充実化していただくことでお願いしてもいいですか。
0:28:39	吉江オク様です。はい。資料充実を図らせた、図らせていただきます。以上です。
0:28:45	はい。規制庁西内です了解しました。じゃあ一度オオツカに戻します。
0:28:49	もう、
0:28:53	規制庁オオツカです。
0:28:55	では、次の確認に行きます。補足説明資料の 68 ページをお願いします。
0:29:02	前回のヒアリングで、29 条の 2 第 1 項(4)の記載で、取り外した原子炉容器上部ふたは、
0:29:11	設備管理課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、
0:29:17	という記載があって、
0:29:19	この記載は、技術基準規則の 40 条第 2 項の記載に合わせていて、
0:29:26	取り外した炉内、また一方で、取り外した炉内構造物等は、
0:29:32	設備管理課長が遮へい機能を有する構成の。
0:29:36	他の要件収納した上での記載については、技術基準規則の 39 条第 1 項、
0:29:43	の記載に合わせているという、
0:29:46	ご説明があったんですけど。
0:29:51	念のためもう一度確認なんですけど、
0:29:54	上部負担については、
0:29:56	39 条の方は適用にならないのでしょうか。
0:30:08	あ、九州電力の青木です。少々お待ちください。
0:30:12	承知しました。
0:31:37	お待たせしました九州電力の青木です。
0:31:40	原子炉容器の上部蓋につきましては、技術基準の 39 条、
0:31:49	与え、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:52	対象の
0:31:53	高放射性の固体状の廃棄物、
0:31:57	にここ、
0:32:01	線量の、
0:32:04	固体廃棄物IIIには該当いたしません。
0:32:07	以上です。
0:32:17	成長オオツカです。
0:32:19	承知しました。上ぶたの方は高線量。
0:32:24	ものには該当しないということなんですけど、私は今回、
0:32:27	68 ページの方に追加していただいた線量を見ると、
0:32:31	今度炉内構造物の方とは大きく線量が違ってくるんですが、
0:32:36	即応線量かどうかという、
0:32:41	境目というか閾値については、
0:32:44	どれくらいの値を考えていますでしょうか。
0:33:08	はい。九州電力の青木です。
0:33:12	高線量かどうかのシキイ
0:33:16	ちいにつきましては、技術基準規則の解釈、39 条の解釈の方にございます。
0:33:30	39 条の 5 のところの、高線量の主要な
0:33:37	固体放射性廃棄物Ⅱ。
0:33:39	あとは構内輸送する答えは放射性廃棄物の放射エネルギーが、海食自体 5、
0:33:48	三条の第 1 号に規定する。
0:33:51	ワン値または通知、
0:33:54	を超えるものをいうという、こちらで判断をしてございます。
0:34:00	以上です。
0:34:08	規制庁大塚です。承知しました。
0:34:10	この告示に基づいて、
0:34:13	と判断しているということで、
0:34:16	補足説明資料の 68 ページの方に、国Gに基づいて、
0:34:22	こういう具体的な数字があるので、
0:34:26	高線量かどうか判断しているということを追記していただいて、
0:34:30	その提出してください。
0:34:37	九州電力の青木です。承知いたしました。補足説明資料の方に記載を追加いたします。
0:34:47	規制庁大塚です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:48	私からちょっと最後の確認になります。
0:34:52	申請書の方、
0:34:55	2、
0:34:57	保安規定の 103 条の 2 の※1 のところで、添付 4 に蒸気発生器保管庫、管理区域図を追加するという記載があったんですけど、
0:35:08	これは
0:35:10	第 2 編の方についていたものを第 1 編に、
0:35:14	次、
0:35:15	移動したという。
0:35:17	ことだと思うんですが、その管理区域図自体について、中身の変更は何かありましたでしょうか。
0:35:30	九州電力佐野でございます。
0:35:32	こちらについては結論から言いますと中身の変更はございませんで、第 2 編、
0:35:41	においても、乗客生協保管庫管理区域として設定するっていうので添付に飛ばしてるんですけども、
0:35:47	その添付っていうのがですね、第 1 編側の管理区域設定図の添付の方に留まっ飛ばしてまして、
0:35:55	第 2、第 2 編両方とも
0:35:58	その一つの資料を見に行って、
0:36:00	第 1 編対象の管理区域図第 2 編対象の管理区域図っていうのを、
0:36:06	今見見てましたので、
0:36:10	第 1 編で管理区域図を設定しているのか第 2 編で管理区域として設定しているのか、もうそこだけの差で、
0:36:17	管理区域図の、
0:36:20	管理区域図の内容というんですかね人数は変更はございません。以上です。
0:36:28	はい。規制庁大塚です。管理区域図自体に変更はないことを承知しました。それでは私からは以上になります。
0:36:37	規制庁西内です。
0:36:40	今の管理区域図自体に変更がないことを、審査資料に明記しておいてもらってもいいですかその趣旨を、
0:36:48	できれば、管理区域そのものを添付して欲しいんですけど、多分マスキング情報ってあんまりつけたくないのかなあという気もするので、まず、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	その趣旨をちょっと明確には書いて欲しいです。審査書のどこでもいいので、
0:37:02	お願いしてもいいですか。
0:37:06	九州電力様です。記載の場所はちょっと考えさせていただきたいと思いますがその目がわかるように、審査資料に記載を追記したいと思います。以上です。
0:37:16	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします少々お待ちください。
0:37:25	規制庁大塚です。すいませんもう1点ちょっと確認がありました。
0:37:28	許可整合の、
0:37:31	ところで、
0:37:33	審査資料の中で、
0:37:36	どっち少々お待ちください。
0:37:39	上流文書からの保安規定の記載方針ということで、
0:37:44	実際に比較表をつけていただいているんですけど、
0:37:48	第1編の条文についての、
0:37:51	許可整合については、ちょっと表になってるんですけど、第2編の部分が載ってませんので、
0:37:58	こちら追加して提出してください。
0:38:08	九州電力青木で少々お待ちください。
0:38:12	承知しました。
0:38:31	九州電力の青木です。
0:38:35	上流文書からの保安規定の記載内容の比較表につきまして、
0:38:42	今回せえと条例で
0:38:45	設置許可か一だったり
0:38:48	工事計画だったり、申請書ございますけれども
0:38:53	今回は
0:38:57	産業号機としての
0:39:01	変更という形で申請をしてございますので、なぜ
0:39:09	とに辺側の辺、
0:39:11	当変更という記載で、こちらの比較表は必要かと考えてございます。
0:39:20	以上です。
0:39:22	規制庁オオツカです少々お待ちください。
0:39:29	規制庁大塚です。
0:39:31	今回の変更の理由のところを見ても、第2編のところも変更理由に入ってますし、実際変更されてますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:40	保安規定審査ガイドを見ていただければわかる通り、2編についても、許可整合を確認する必要があります。
0:39:50	にへんの許可整合についても、
0:39:53	事業者側から何か説明があることが必要だと考えています。
0:39:59	で、1辺については、比較表の形で出していただけてますけども、
0:40:04	2編についても同じように出すのか、それとも別の方法で説明をするのか。
0:40:11	検討していただいて、ご提出いただく。
0:40:15	方向で考えていただいてもよろしいでしょうか。
0:40:33	九州電力の青木です。承知いたしました。記載のを検討いたします。
0:40:46	規制庁大塚です。そうしました。私からは以上になります。
0:40:51	規制庁西内です少々お待ちください。
0:41:00	規制庁大塚です。お渡しました。はい。
0:41:05	なぜ先ほど確認させていただいた蒸気発生器保管庫の管理区域図。
0:41:11	についてなんですけども、
0:41:15	今どういうふうに添付されているのかちょっともう一度確認なんですけど。
0:41:19	第1編の方では、
0:41:22	添付4の方に、
0:41:29	今回、
0:41:31	管理区域図を追加する。
0:41:36	ということなんですけど。
0:41:38	もともと第2編の、
0:41:40	添付1の方に、
0:41:42	管理、
0:41:43	区域図がついていて、
0:41:46	実際は1編の方に、
0:41:48	この図がついているものを読み込みにいくということなんですけど、
0:41:52	現状は、第2編の添付1の方には、
0:41:57	その読み込みに行くのにどういった記載が書かれてるんでしょうか。
0:42:02	説明してください。
0:42:05	九州電力様でございます。
0:42:07	説明した方がいいか、あるといけないので所長待っていただいていいですか。
0:42:13	承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:04	よし電力の佐野です。
0:43:07	と、
0:43:08	第 2 編におけるその管理区域図。
0:43:11	添付 1 の、
0:43:13	北井なんですけども、こちらはですね。
0:43:16	ちゃんと市に、
0:43:18	代理の添付 1 に行きますと、第 1 編の添付 4 に同じというふうに、
0:43:23	なんていうか、記載を読み込んでおまして、
0:43:28	その第 1 編の線表、こちらいっぺんも一遍の 103 条の 2 でも読み込んで ではいるんですけども、
0:43:36	こちらで、
0:43:38	34 号炉管理区域図であった 12 号炉管理区域図。
0:43:42	今回変更になっている施錠保管庫の管理区域図、
0:43:46	こういったものが、第 1 編、添付 4 にすべて添付されている形となって おります。以上です。
0:44:03	規制庁オオツカです。
0:44:05	そうすると、今回第 2 編の、
0:44:10	添付 1 からは、
0:44:13	蒸気発生共感子、
0:44:16	オノについて、1 編の方に読み込みにいくという記載が消えるということ でしょうか。
0:44:26	九州電力の佐野です。
0:44:30	を、
0:44:32	添付 1 なんですけども、
0:44:34	添付 1 では、
0:44:39	今 2 辺の、
0:44:42	この 35 条の 2 であれば、添付 1 で 12 号の運転、すいません、管理区 域図。
0:44:49	蒸気発生器よう勧告管理区域図っていうふうにお書いておまして、それ は添付 1 を見に行くとなっておりますので、添付 1 を見に行きまして、
0:45:00	そこに保安規定第 2 編の添付 1、
0:45:03	に何が書いてあるのかというと、
0:45:06	先ほどちょっと重ねての説明にはなるんですけども、第 1 編伝票に同じ というふうにお書いておまして、12 号の管理区域図、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:15	については添付 4、第 1 編の添付 4 の同じSG保管庫管理区域図については第 1 編店舗で同じというふうに書いているわけではなくて、
0:45:26	もう 1 点。
0:45:28	実際を通して、第 1 編店舗に同じというふうに飛ばしておりますので、
0:45:33	今回の申請においては、第 2 編の添付 1、こちらについては変更はございません。以上になります。
0:45:45	規制庁大塚です。理解しました。
0:45:48	施設個別の管理区域図に限定せずに、
0:45:53	すべての管理区域図が読めるような記載で、その読みに行く記載をしているということで理解しました。
0:46:03	すいません、今回申請に実際の図がついていないということでなかなかその辺の
0:46:10	どういつて、
0:46:11	出るかっていうところがわかりにくいところがあるので、審査資料の方に、
0:46:16	どういう構成になってるかっていうのをまとめて都築。
0:46:19	していただいてもいいでしょうか。
0:46:34	九州電力佐野でございます。
0:46:37	審査資料に反映することわかりました。ただ、公開版については、多分ほぼマスキングにはなるかと思いますが、資料の方に、
0:46:48	わかるように、
0:46:49	説明を追加させていただきたいと思います。以上です。
0:46:54	規制庁大塚です。実際の図は、添付の審査資料の方に、
0:46:59	説明をする上で、添付していただく必要はなくて、文字で記載し、わかるように記載していただければ結構です。
0:47:14	九州電力佐野でございます。わかりました。文字で、
0:47:19	第 1 編の添付 4 の関係戸田伊井。
0:47:22	一辺の添付 1 の関係。
0:47:25	ていうのをご説明させていただいて、ヒアリング中にもありましたが、今回の申請においては、そういった管理区域図が変更ないっていうのを、
0:47:35	ご説明させていただきたいと思います。以上です。
0:47:40	規制庁オオツカで承知しました。私からは以上になります。
0:47:45	はい。規制庁西内ですけど。
0:47:48	こちらからの確認事項は以上でよろしいですかね。はい。今日の確認事項の振り返りじゃないですけど、共通認識が取れるか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:57	ちょっと確認したいので、九州電力の方からホワイトボード的なものを写し画面共有いただくカモシカ読み上げて確認をいただいてもよろしいですか。
0:48:09	九州電力さんので少々お待ちください。
0:48:37	月電力サノです。
0:48:40	資料すいません、ポイントボードの方、読み上げをさせていただきたいと思います。
0:48:45	で、通しで全部こちらからご説明させてちょっと読ませていただいてそのあと修正。
0:48:52	あとちょっと認識の相違がありましたらご指摘いただけたらなと思います。
0:48:57	では、読み上げさせていただきます。
0:49:00	まず、
0:49:01	本日は、
0:49:04	四つ
0:49:06	確認事項が残ってると思ひまして、
0:49:09	一つは、
0:49:11	異常が認められた場合の必要な措置について、
0:49:14	可児第二課長。
0:49:16	はどのようにするのか、分析的にどのように確認する、具体的な対応内容といったものを資料へ反映すること。
0:49:25	二つ目ですが、
0:49:27	技術基準の 39 条、こちらの広報させ、固体廃棄物、
0:49:33	上ぶたが該当しないっていうので、
0:49:37	こちらは告示にて判断しているんですけども、その旨を資料へ反映すること。
0:49:45	三つ目ですが、
0:49:47	同期 8 生協観光の管理区域図を読み込めば、第 2 編から第 1 点
0:49:53	変更されているが、
0:49:54	管理計画自体には変更がない旨を資料へ反映すること。
0:49:59	また、現在の管理区域図の読み込みがどのような形になっているのか、追記すること。
0:50:08	最後、四つ目ですが、
0:50:11	上流文書では設置許可変更申請書から、
0:50:15	保安規定の記載内容、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:18	補足説明書なんですけども、こちら第1編だけの記載になっているので、第2編分も資料へ追加すること。
0:50:26	以上四つ。
0:50:29	とこちらは考えておりますが、
0:50:31	狭小化以上です。
0:50:34	規制庁ニシウチです少々お待ちください。
0:51:17	規制庁西内です。1点だ形でして、一番最初におっしゃっていただいた安全管理第二課長の、
0:51:25	必要な措置の話なんですけど、
0:51:27	別に私安全管理第二課長に限定した記憶は毛頭なくて、
0:51:32	趣旨は、まず必要な措置ここで言ってる必要な措置なんですかと。
0:51:36	連絡することじゃなくだけじゃなくて、原状復帰はいわゆる原状復帰するちょっとワードは適切なワードちゃんと説明をいただければと思いますけどいわゆる現状復帰することが、
0:51:47	貴重な補正案です。
0:51:48	ということであればまずその趣旨を明確に書いてくださいと。
0:51:52	その上で必要な措置を講じる者っていうのは、今の法の規定上だと安全管理第二課長含めた3課長が主語になってますけど、
0:52:00	それはどう読めばいいんでしたっけと。
0:52:03	今の理解だと現状復帰するまでの過程で、補修とかで補修第二課長に新居が対応する必要があるものについては、安全管理第二課長の管理下で、保修第二課長に依頼をして保守第二課長が作業をする。
0:52:16	最終的に現状復帰するまで安全管理に課長が責任を持って確認を完了するので、主語としては安全管理第二課長ですとか、
0:52:23	そういうような回答だったと理解してるんですけど、それで問題なければそういう、
0:52:27	ことが明確にわかるように記載していただければ、
0:52:30	というのをお願いしたつもりでした。認識合ってますでしょうか。
0:52:43	経営戦略サービス認識の方は上がっておりますので、資料の方に反映したいと思います。以上です。
0:52:51	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:52:54	こちらからホワイトボード確認以上ですけど九州電力側から何か補足等ありますかよろしいですか。
0:53:07	別所電力サノです九州電力からは特にありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:11	はい。規制庁西内です。了解しました。最後にスケジュール感だけでも、
0:53:17	いくつか補正事項はもうあるとは思っているんですけど、まずはあれですかね今日確認した事項をまず回答いただくのが最初ですかね。
0:53:27	京成電力出せないか考えてるスケジュール感があれば説明してください。
0:53:35	あと九州電力さんですねスケジュール感については、ちょっと別途東京支社を通じて調整させていただけたらなあと思います。以上です。
0:53:44	はい。規制庁西内です。まずは今日、具体的な日程とかを東京支社として事務的な調整でいいんですけど、
0:53:53	まず今日のヒアリングに該当するのか、例えば宇和ぶた等の等をどうするのかっていう補正は必ず必要だと思ってるんですけどその補正とかはまだ各ヒアリングの進捗踏まえて、
0:54:04	金、今後補正っていうような形で考えてるっちゃうことですかね。
0:54:09	そこら辺もまだあれですねあまり固まってないっていうことですか。
0:54:18	そうそうお待ちください。
0:54:52	九州電力佐野です。
0:54:55	と今後の予定なんですけども、そういった今回のヒアリング、
0:54:59	の確認事項もありますので、この、
0:55:03	ヒアリングでの状況を見ながら、補正をさせていただきたいというふうには考えております。以上です。
0:55:11	規制庁ニシウチです。了解しました。また資料の提出時期とか東京支社から事務的にご連絡をいただければと思います。
0:55:19	スケジュールとあとヒアリング全体通して規制庁側からよろしいですか。
0:55:25	よろしいですか。
0:55:26	はい。九州電力側から全体通して何かありますでしょうかよろしいですか。
0:55:34	吉成草野です。こちらからは特にありません。以上です。
0:55:39	はい。規制庁西内です了解しました。今日のヒアリングはここまでにしたいと思いますありがとうございました。
0:55:46	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。